会 長 声 明

-被疑者・被告人と弁護人の秘密交通権の侵害を許さず取調べの可視化を-

福岡高等裁判所は、本年7月1日、佐賀県弁護士会所属の弁護士が担当していた被疑事件につき、弁護人と被疑者との接見内容を、検察官が被疑者取調べにおいて聴取し、供述調書化したうえ、公判において証拠として請求したことが、弁護人の秘密交通権を侵害するとして提起していた国賠訴訟について、佐賀地方裁判所判決を破棄し、国に55万円の支払を命じる判決を言い渡した。

原審である佐賀地方裁判所判決では、秘密交通権の権利性を一応は認めたが、捜査機関の捜査権に優越するものではないとし、検察官が接見内容を聴取することが違法かどうかは「聴取の目的の正当性、聴取の必要性、聴取した接見内容の範囲、聴取態様等諸般の事情を考慮して」判断すべきと判示した上、結論において本件検察官の行為は違法ではない、としたものであり、このような聴取しうる条件は取調べの可視化がなされていない現状では条件として機能しないものであるとして控訴をしていたものであるところ、本日の控訴審判決では、本件検察官の行為は刑事訴訟法第39条第1項の趣旨を損なうものであり違法であると判示した。

被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権については、既に鹿児島接見交通権侵害訴訟 (志布志選挙違反事件の接見侵害国賠訴訟)において、捜査機関が、立会人なくして行 われる被疑者・被告人と弁護人との接見内容を事後的に聴取することが、双方の情報伝 達や援助に萎縮的効果を生じさせるものとして秘密交通権の侵害となることが明確に判 示されているところであり、本判決は改めて秘密交通権の重要性を再度確認したもので ある。

なお、本件特有の争点として、被告国側は、相弁護人が報道機関の取材に応じて被疑者の言い分をコメントしたことが秘密交通権の放棄にあたるとして、接見内容の聴取も許されるとの主張をしたことに対して、裁判所は秘密交通権が放棄されたとは認められないものの秘密性が消失したとして許される場合があるとしているが、この点は問題であると言わざるをえない。

本件は、捜査機関側の報道発表により被疑者の言い分と食い違う報道がなされていたことから、相弁護人は、弁護活動の一環として、被疑者の言い分を報道機関に公表したにすぎない。

弁護人が接見により得られた情報を第三者に話すことにより、秘密性が消失したとするならば、弁護人は接見により得られた情報を報道機関の取材はもとより、家族等にすら伝えることができなくなり、弁護活動に重大な支障をきたすことは明らかである。

弁護人と被疑者・被告人との秘密交通権の絶対的保障は、充実した情報伝達を確保することで相互の信頼関係を形成するとともに、有効かつ適切な弁護活動を可能ならしめるための最も重要な基本的権利の一つである。

当会は、検察庁その他捜査機関に対し、今回の判決を真摯に受け止め、被疑者・被告人と弁護人との秘密交通権が憲法に由来する最も重要な権利の一つであることを十分に認識し、本件と同様の秘密交通権の侵害行為が繰り返されることのないよう強く求めるとともに、このような違法捜査や秘密交通権侵害を防止し、事後的な検証を可能ならしめるためにも、直ちに取調べの全過程の録音・録画(可視化)の実現を求めるものである。

2011年(平成23年)7月1日

兵庫県弁護士会 会 長 笹 野 哲 郎